

大和市監査委員告示第33号

令和2年9月28日付け大和市監査委員告示第29号をもって公表したこども部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年11月12日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

監査の結果	措置の内容
<p>(ほいく課)</p> <p>1 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p> <p>2 補助金交付に関する事務において、算定を誤り、交付額に不足を生じているものがあった。</p>	<p>(ほいく課)</p> <p>1 交付決定通知書の合議の際には、速やかに調定書を起案し、合わせてこれを決裁することについて、改めて担当者及び監督者で確認し、事務手続きが遅延しないようにします。</p> <p>2 不足額については令和2年度予算で支出する手続きを進めています。大和市民間保育所等運営費補助金は国や県の補助制度を多数活用しており、交付決定の際にはそれらの補助制度における補助基準額を注意深く確認する必要があることから、確認体制を充実させ再発防止に努めてまいります。</p>
<p>(こども・青少年課)</p> <p>1 放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務において、調定金額に誤りのあるものがあった。</p>	<p>(こども・青少年課)</p> <p>1 令和2年9月1日付で、当該調定の訂正のための減額調定及び本来行うべきだった9,314,800円の減額調定を行っております。今後は、担当者内での確認を徹底し、誤りのないよう事務を行ってまいります。</p>

<p>2 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、次の点が見受けられた。</p> <p>(1) 消費電力の算定を誤り、使用料に不足を生じているものがあった。</p> <p>(2) 調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>2</p> <p>(1) 自動販売機の設置にかかる電気使用料変更決定通知書を作成し、正しい額を相手方に通知するとともに、不足額について追加でご納付いただいております。今後は担当内の複数人で確認を徹底することで再発防止に努めてまいります。</p> <p>(2) 本件調定は令和元年10月1日に予定されていた消費増税に伴い調定を行うべきところ、これを失念したものであり、改めて適切な調定事務について課内で確認するとともに、今後は担当者及び監督者が事務の進捗管理と計画的な執行を徹底してまいります。</p>
--	---